

インドネシアの中央銀行について

河 本 博 介

目 次

- 一 序
- 二 インドネシアの銀行制度
- 三 中央銀行について
 - 1. 国有化、歴史
 - 2. 目的、業務
 - 3. 政策決定機構
 - 4. 後進国における中央銀行

—

インドネシアは第二次大戦終了直後、スカルノを中心とした民衆が独立を宣言し、その後苦難の独立闘争をたゞかいぬくこと3年余、1949年12月27日ハーグにおける会議の結果、インドネシア連邦共和国として独立国家となった。1602年オランダがジャワに東印度会社を設立し、ジャワ経営にのりだして漸次勢力を拡大し、1824年支配権を確立したが、漸やくにして主権国家として植民地支配から解放されることになった。

インドネシアはアジアの東南海洋上に散在する大小3,000をこえる島より構成され、その中心はジャワ、スマトラ、カリマンタン、スラウェシの四大島である。その面積は1,904,000平方キロメートル、人口は9,030万、多人種国家である。

その主要農産物はゴム、コプラ、茶、コーヒー、砂糖、煙草、米等であり、国民所得に占める農業部門の比重は圧倒的である。輸出商品として西欧資本により開発されたエステート農業の外に他方零細な自給自足的農業がつけられ、典型的な植民地型農業構造を示してきた。農業部門に比し工業部門は未熟であるが、石油、錫など輸出産業として開発され、貿易面で重要な地位を占めてきた。その産業構造は農業、鉱業のごとき原始的産業、ことに農業に傾斜したモノカルチュア的経済構造としての特徴を示している。

オランダの植民地的支配は、インドネシアを原料供給地として、さらに工業製品の市場とするものであった。インドネシア経済の中心である農業において、土着の原始的農業と主としてオランダ人による大農園農業であるエステート農業との二重構造の型をとり、輸

出農産物に占めるエスレート農業の比重は圧倒的に高く植民地収奪が行なわれてきたものである。独立後この比重は逆にかわったが、植民地的経済構造からいかにして脱却してゆくかは新興インドネシアに課せられた重要課題であった。スカルノ大統領は民族産業の開発をすゝめ、工業部門の育成にとりくみ、総合8ヶ年計画を立案実施した。

インドネシアにとって実質的な独立を達成してゆくために、経済面で植民地経済の体質を改革してゆくことが必要で、宗主国にとっては莫大な利潤を保証してきたごとき原料供給市場としての農業生産物、鉱業生産物を中心としたモノカルチュアの産業構造を、軽工業さらに重工業の育成による産業構造への切替えが必要であり、こうした工業化のための条件の整備が急がれた。

しかしながら、ナショナリズムの高まりのなかで、外国企業の接収、西イリアンの解放、さらにまたマレーシアとの対決など内外をめぐる情勢は経済開発計画をしてほとんど実効のあがらないものとしたといえよう。インドネシアの経済を不安定ならしめる要因に著しい財政の不均衡がある。インドネシアは独立当初から財政赤字に悩まされた。内外の政治的不安にもとづく軍事的支出、独立後の教育のための経費、外国企業の接収や経済開発計画の実施にともなう政府支出の増大、他方歳入がこれにともなわず、巨額の財政不足のほとんどがインドネシア銀行からの借入によってまかなわれた。財政赤字を中央銀行信用でおぎなうための通貨増発は、インドネシアをして長期にわたるはげしいインフレーションにまきこみ、物価騰貴は国民生活を甚だしく窮乏化させるものであった。実質経済成長率も東南アジア諸国のなかで低水準にある。(1)

1965年いわゆる9月30日事件をきっかけに、共産党によるクーデターの失敗、引きつづくスカルノ大統領の失脚、スハルト政権の成立とインドネシアは大きく転回し、従来の政治、外交は新しい転換をとげた。インフレーション抑制を基本とする荒廃した経済の再建策が実施されることとなった。IMFへの復帰、IMFによる経済安定計画の逐行、悪性インフレーションの要因が財政面にあったところから、均衡財政政策の推進、一連の金融引締め政策など強力にすゝめられた。また外資導入政策の実施、貿易の発展自由化と国際収支の改善のための措置がとられ、新しい経済政策が打ちだされていった。その一環として金融機関の再編成が行なわれた。

- (1) 高垣寅次郎編東南アジアの金融制度所載、矢尾次郎「インドネシアの銀行制度」202頁、正井正夫編開発と金融、145頁—148頁、正井正夫東南アジア経済論、154頁による資料によればつぎのような数字が示される。

	歳 入	歳 出	差 引
1950	6,900	8,726	△ 1,736
1951	10,303	9,108	1,195
1952	9,684	13,192	△ 3,508
1953	9,707	11,947	△ 2,240
1954	8,467	12,069	△ 3,602
1955	10,307	12,397	△ 2,090

Bank Indonesia (高垣編前掲書) (百万ルピア)

	歳 出	歳 入 (うち外 国援助)	物 価 指 数 (1957=100)
1951	百万ルピア 9		
1960	61	百万ルピア 960	350
1965	2,526 億ルピア	131 億ルピア	36,347
1966	294	848 (247)	267,276
1967	875	1,852 (355)	567,088
1968	1,852	548 (95)	
1969(1~3月)	548	3,274 (994)	
1969(4~3月)	3,274		

物価指数はジャカルタ消費者物価指数
 1965年、1/1000デノミネーション実施 1965年以前は新ル
 ピア表示 正井編前掲書p147~8 第1表第2表より作成

	1960~65年 (平均)	1966年
1960年代に国連目標5%を 上回った国	%	%
台 湾	8.6	8.1
タ イ	7.5	8.0
韓 国	6.6	13.4
パキスタン	5.2	5.2
マレーシア	5.2	4.1
フィリピン	5.2	4.2
5%を下回った国		
セ イ ロ ン	2.9	1.6
ビ ル マ	2.6	△ 3.2
イ ン ド	2.4	3.2
インドネシア	1.5	3.0

東南アジア諸国の実質経済成長率
 「アジア経済年報」(国連編)正井著前掲書

二

1602年オランダ東印度会社が設立され、オランダの植民地経略がすゝめられたが、同会社は1799年破産状態で解散した。この間オランダはポルトガル人、イギリス人、ジャワ人と干戈を交えながら政治、経済上の基礎を確立していった。18世紀末から19世紀初めにかけてイギリス、フランスによる短期間の中間統治も行なわれたが、1824年のロンドン条約でオランダ東印度の地位が定められ、オランダの植民地支配がすゝめて今次大戦に至った。

第二次大戦に至るまでのインドネシアの金融制度のなかにあって中心となったのはジャワ銀行 (de Javsche Bank) であった。同行は銀準備にもとずき、銀行券発行権をもつ植民地銀行として1828年に設立された。アジアにおける最も古い発券銀行である。当時の政府行政官、Du Bus de Gisignies によって「人間によるよりもむしろ資本による拓殖」という政策の一環として設けられたものである。(2)

ジャワ銀行は設立当初からその主要な機能が大企業への融資にあった。ジャワ銀行は銀行券発行の独占権をもち、通貨制度の統一をも目的とし、オランダの貨幣制度への統合であった。同行の設立でオランダ東印度のギルダーはオランダのギルダーと一対一の割合に定められた。しかしオランダの支配の下で、成熟した中央銀行ではなかった。(3)

これよりさきオランダ東印度会社の解散の後、1825年オランダ貿易会社 (Nederlandsche Handel Maatschappij) が設立された。東印度会社の時代、オランダはその経略を同社にゆだね、政府は背後にあって援助する方式であったが、オランダ貿易会社の設立により貿易、海運の各分野で他国の競争を排除し、オランダの収益を確立しようとしてつとめた。いわば同社は政府の御用会社であって、政府は自ら同社を通して直接経済活動に介入するものであった。

1830年強制栽培制度が行なわれることになった。これは耕作地の一部をヨーロッパ市場向けの生産物の栽培のために供与させる、その耕作地は村落共同体の耕作面積の5分の1とする、土着人はその小作人となってコーヒー、甘蔗、茶、こしょう、煙草、藍など指定された農産物の耕作にあたる、供与された土地の地租は免除され、その生産物は政府が租税として徴収するか、低い価格で買上げるものであった。オランダ貿易会社はその輸送、販売等を一手に引受けていた。こうした制度のもとでは民間の金融機関の活動する余地が乏しくその発展が阻害されざるを得なかった。

1870年の農業法、砂糖法の制定で、産業自由化へと植民地政策の転換、強制栽培制度の没落につれて銀行業務の活動領域がひろがり新しい金融機関の設立をみることになった。当初は商業金融、為替金融業務に限定されていたが、農業金融業務との混同がみられ、やがて銀行業務の分化が行なわれて農業銀行も成立するに至った。

19世紀後半に入り主要な金融機関として蘭印割引銀行 (Nederlands-Indische Escompto

Maatschappij) がある。1857年バタビアに設立された。当初は発券業務をも行なうものであったが、ジャワ銀行のそれに抵触するところからやがて発行銀行券の回収を行なった。同行は商業銀行であって農業金融には関係しなかった。植民地における銀行としては、1863年につぎの三行が設立された。(4)

蘭印商業銀行 (Nederlands-Indische Handelsbank)

ロッテルダム銀行

ロッテルダム国際信用貿易組合 (Internationale Crediten Handelsvereniging "Rotterdam")

さらにアムステルダム貿易組合が1878年に、1881年に拓殖銀行 (Koloniale Bank) がアムステルダムに設立された。これらの銀行はいずれも商業銀行で当時のエステート農産物の輸出金融を主要業務とし、拓殖銀行を除いては農業投資を行なう目的のものではなかった。しかし銀行間の競争からやがてエステート農業への融資を行なうようになったがその多くは失敗に終り、拓殖銀行は大きな打撃を蒙ったが、その後専門の農業銀行への発展をみるに至った。

インドネシアにおける農業銀行は、通常の農業金融業務の外に直接農業経営にのり出したところにその特異性が認められる。農業不動産や農作物を担保として、長期の年賦償還貸付や一ヶ年期限の短期貸付を業務としたが、相手方との契約で銀行が農作物売却の委託をうけて販売にあたり、その売上代金で融資の回収に充当した。また銀行の農業経営については一般の農事会社の行なうところと同様であった。さきのオランダ貿易会社は農産物の輸送、販売等の業務を通して農業企業への関係を深め、農業法の制定時においては砂糖、コーヒーその他農園の支配を行ない、かつ農業部門への多額の融資によりインドネシアにおける最大の農業銀行となった。その後農業投資を手びかえ、また農業金融中心をもあらため一般銀行業務の拡張につとめ、インドネシアにおける最も古い農業銀行であるとともに一般銀行業務を行なう最大の銀行ともなった。(5)

農業銀行は一般に大規模のエステート農業を対象とするものであったが、小規模農業ないし零細農民のための機関が必要となる。これらは他面庶民金融機関的性格を有するもので、戦前戦後を通じ銀行にとり残された部門のギャップを補充するものとして土着金融機関が重要な働きをした。

前資本主義的農村で古くから勢力をもっていたものは土着の高利貸であった。インドネシア人の地主、米商人、アラビア人、華僑等がこれに従事したが特に強力であったのは華僑であった。多くは農作物の取扱いをも行ない、月利10~25パーセントという高利で融資するものであった。この外フルプ・バンク (Hulp Bank) と称せられるものがあって、小口の貸付を行なったが実質は高利貸であった。

庶民農業金融機関には村落銀行 (Desa Bank)、米穀銀行 (Desa Lumbungs) がある。村落銀行は土着民に対する小口の短期貸付にあたった。金利は月2~2.5パーセント

であった。ジャワ、スマトラの農業地帯で特に重要でその行数も多かった。米穀銀行も前者と同じ時代に成立したが、融資が金銭でなく「もみ」で行なわれ、元利も「もみ」で回収するという現物による業務を行なったところに特徴がある。第一次大戦後、貨幣経済の農村への浸透につれて減少し、村落銀行へ転換するものがふえた。(6)

この外庶民金融機関としての役割をもつ1949年の設立になるインドネシア人民銀行(戦前の庶民金融銀行の後身)、1950年政府により創設され、その後改組された信用保証局(L. D. K)、信用組合、公益質屋、貯蓄銀行等があり、それぞれの役割を果している。

インドネシアの銀行制度の発展は植民地経済の特質から、農業金融、或いはエステート農産物の輸出金融を中心とし、第二次大戦前には近代的銀行組織として発達し、オランダを中心とした西欧系の銀行がヨーロッパ人により経営され、他方土着金融機関との間に二重構造的な対照を示した。オランダを除く外国系銀行には戦前つぎのような銀行が活動した。(7)

Hongkong and Schanghai Banking Corporation (1867年設立)

Chartered Bank of India, Australia and China (1853年〃)

Mercantile Bank of India (1892年〃)

National City Bank of New York (1812年〃)

三井銀行(1875年〃)

横浜正金銀行(1880年〃)

台湾銀行(1899年〃)

華南銀行(1919年〃)

華僑銀行

Overseas Chinese Banking Corporation (1932年〃)

Bank of China

(2) B. H. Higgins and W. C. Hollinger, *Central Banking in Indonesia, Central Banking in South and East Asia*, ed., by G. Davies, 1960, p. 53.

(3) *ibid.*, p. 53.

(4) 高垣編前掲書、209—10頁

(5) 前掲書、211—2頁

(6) 前掲書、244—5頁

(7) 前掲書、217—8頁

三

1

インドネシア銀行は1828年の設立になるジャワ銀行にはじまる、アジアにおける最も古い発券銀行である。当時の政府行政官、Du Bus de Gisignies によって、植民地政策の

一環として設立されたもので、それはつぎのごとくであった。(8)

ジャワ銀行はオランダ東印度における銀行制度の中心をなすものであったが、独占的な紙幣発行銀行であった。ジャワ銀行の設立とともに、オランダ東印度地方のギルダーはオランダのギルダーと一対一の割合に固定され、ダブルブロン (doubloon)、スペイン・ピアストル、およびドル、ルピア、その他の通貨が除々に撤収されていった。通貨価値の安定を維持し、貨幣制度の統一化がその目的であったが、同時に当初から、私的大企業に対する融資にその主要業務があった。

ジャワ銀行は本来私的な会社であったが、大衆からの出資は勸迎されず、主として政府とオランダ貿易会社との出資によった。オランダ貿易会社はオランダ国王がその主要株主であった。ジャワ銀行は設立当初から商業銀行的機能と官僚的性格をもつ銀行であった。それは政府の銀行たるのみでなく、私的企業への融資、外国為替業務を行なうものであった。オランダ東印度における他の金融機関の設立がすゝむにつれて中央銀行としての本来の業務を行なってゆく傾向に転じたが、オランダ政府のもとでは中央銀行として十分に成熟したものとなり得なかった。その重要な任務がオランダ東印度のギルダーとオランダ本国のギルダーとの公定の交換比率を維持することにむけられていた。本国ギルダーとのリンクは1940年までつき、その間1914年におけるオランダの金本位制離脱、1925年の金本位制復帰、さらに1936年の再離脱と本国の行動に追随し、金融政策もオランダ東印度においてでなくオランダ本国で施行されるものであった。本国政府の金融政策の支配下にある植民地銀行であった。

第二次大戦の勃発により、本国ギルダーとのリンクは切断され、金融機関は閉鎖され或いは日本軍により運営されるところとなった。戦後再び本国ギルダーとのリンクは回復したが大きく事情がかわった。それはインドネシアのオランダからの独立であった。1949年12月、統治権はインドネシアに帰属した。しかしながら当時の協約では、金融に関する事項については、インドネシアはジャワ銀行に影響をおよぼすごとき事項について、オランダと協議することを要求せられた。ジャワ銀行は独立最初の年においては、実質的にオランダ人の経営するオランダ人の私的法人として残った。かくてオランダ人の私的法人がインドネシア政府の政策の肝要な局面を支配するものとなった。

このような状態は独立国インドネシアの自主的な金融政策、経済政策の遂行の上で障害となるものであった。これは植民地経済からの脱却或いはインドネシア経済の開発と発展とを至上課題とする新興国にとり堪えがたいもので、オランダの単一通貨圏内からの離脱をはかることになった。

すなわちインドネシア政府は、1951年12月ジャワ銀行の国有化を断行し、ついで1953年7月、中央銀行たるインドネシア銀行 (Bank Indonesia) に改組した。前蔵相にして現首相たりし Sjaffrudin Prawiranegara が初代総裁に就任し、その後1958年2月スマトラの革命政府の首相となるまでこの地位にとどまっていた。ジャワ銀行の国有化、インド

ネシア銀行法 (Statute of the Bank of Indonesia) により中央銀行たるインドネシア銀行への改組により、従来の植民地銀行的色彩を払拭して新しい銀行制度の基礎がつけられ、これと前後して政府は各種の金融機関を設立し銀行制度の整備をはかった。

インドネシア人の手による最初の中央銀行たるインドネシア銀行は、先進国中央銀行の制度がとり入れられその近代化がはかられた。その任務はインドネシア通貨のルピア貨の価値安定を目標とした発券銀行で、インドネシアの銀行、信用制度の発展を促進するとともにその監督を行なうものであった。発券業務については銀行券発行の独占権を与えられ、その銀行券は無制限法貨と定められた。発券準備として銀行券発行高、当座勘定残高およびその他の要求払債務の20パーセントを金、交換可能の外貨により準備、または国際通貨基金および世界銀行から引き出しうる権利により保有されなければならないが、以上の準備のうち20パーセントは国内で保有することを要とした。(9)一般銀行業務として割引、貸付、証券および外国手形の売買等を行ない、このほかいわゆる政府の銀行としての機能を有し、政府資金の出納、管理や国債の発行に関する業務をも行なうものであった。

インドネシア銀行の資本金は2,500万ルピアと定められ、貨幣委員会、運営委員会および諮問会議の三機関によって構成されている。貨幣委員会は貨幣政策の決定、中央銀行の政策一般に関し運営委員会への指示を任務とする政策決定機関である。たゞ貨幣政策の最終の責任が政府にあることが規定せられていることは注意すべき点である。すなわち大蔵大臣が貨幣委員会の議長として、財政政策、経済政策との一体化をはかろうとする方法がとられている。

運営委員会は貨幣委員会の決定した政策の執行機関であって、中央銀行の業務活動の遂行にあたる。諮問会議は貨幣委員会の取扱う問題について勧告を行なう。

ところでその後のインドネシアはスカルノ大統領の指導体制下において急速な経済開発政策が強行され、通貨の安定をはからんとする制限規定が改悪され、さきに述べたごとき財政悪化に伴うインフレ的通貨発行が行なわれ、殊に1960年代に入り物価騰貴は激化し、悪性インフレーションの状態におち入り、インドネシア銀行も中央銀行としての健全な機能を殆んど失なうに至った。この間、オランダ系、イギリス系の外国銀行は国有化され、また各種国立銀行の統合が推進され、1965年に、インドネシア銀行は統合された国立総銀行であるバンク・ネガラ・インドネシア (Bank Negara Indonesia) のユニット I となった。すなわち機構を一本化し、中央銀行に対する政府権限が強化された。

これよりさきジャワ銀行の国有化、インドネシア銀行への改組と前後して各種国立銀行が設立された。インドネシア経済の開発と発展のために政府金融機関が新たに設けられた。すなわち開発銀行としての国立工業銀行 (Bank Industri Negara) は製造工業、大規模農業および鉱業に対する長期貸付を行なった。インドネシア国立銀行 (Bank Negara Indonesia) は主として土着の輸出入業者に対し短期および長期の信用を供与した。もと

もこの銀行は1946年、ジャワ銀行にかわる発券銀行たらしめる目的で設立されたが、実際には発券業務を行わず1955年の法律で商業銀行となった。同行は農業および工業部門に対しても貸付を行なっている。またインドネシア人民銀行 (Bank Rakjat Indonesia) は元来小規模農業に対する信用機関であったが、1951年以来小中規模の工業および商事会社に対する貸付が増加した。戦前の庶民金融銀行の後身で1949年の設立になる。すべてインドネシア銀行とともに商業銀行業務を行なうものであった。(10)

これらが上に述べたバンク・ネガラ・インドネシアの機構に一本化されたのであるが、1965年9月スカルノ大統領失脚のあとをうけて、スハルト政権は慢性的な悪性インフレーションになやむインドネシア経済の再建にとりくみ、外国からの援助を求め一方、1966年経済安定計画をたてた。対外的には65年8月に脱退していたIMFに復帰し、また国連にも復帰した。対内的には従来の路線を転換し、経済民主主義の上に健全財政主義にもとづいてインフレの抑制、通貨価値の安定を最重要課題とし、この目的に沿って中央銀行たる本来の機能回復をはかった。

金融制度の再編成は、1967年12月の「銀行基本原則に関する法律」により、1965年に統合された各種国立銀行を再びそれぞれの機能に対応するごとく分離、独立することとし、中央銀行のほか商業銀行、開発銀行、貯蓄銀行等にわけることとなった。中央銀行については再びインドネシア銀行の旧称に復帰することになった。この時バンク・ネガラ・インドネシアの機構から分離、独立した銀行はつぎのごとくである。(11)

バンク・ネガラ・インドネシアの機構		分離した国立銀行
ユニット1	Bank Indonesia	中央銀行
2(イ)	Bank Rakjat	インドネシア人民銀行
(ロ)	Export Import Bank	貿易銀行
3	BanK Negara Indonesia	インドネシア国立銀行
4	Bank Bumi Daja	不動産銀行
5	Bank Tabungan Negara	貯蓄銀行

このほか国立銀行にさきに述べた Bank Industri Negara と商工業金融を営む Bank Dagang Negara がある。中央銀行はユニット1から分離、独立したが、現在は1953年のインドネシア銀行法および1965年の大統領布告は廃止され、1968年12月制定された「1968年インドネシア銀行法」によって新たに規制されることとなった。インドネシアの中央銀行の歴史について大要述べたが、新中央銀行法の規定するインドネシア銀行の目的、業務についてつぎに述べることとする。

(8) G. Davies, *ibid.*, pp. 53—5.

(9) 高垣前掲書, 223頁

(10) G. Davies, *ibid.*, p. 55.

(11) 日本銀行調査局, インドネシア中央銀行法(仮訳)昭和44年

2

インドネシア銀行の主要任務として、中央銀行法の規定するところはずぎの事項について政府を補佐することにある（第7条）⁽¹²⁾

- (1) ルピア貨の価値安定を規整、擁護、維持すること
- (2) 国民の生活水準向上のため雇用機会を拡大するほか、生産および開発の円滑化を促進すること

中央銀行の目的とするところは国情、歴史、性格、機能等によって考慮されるを要する。中央銀行の目的とするところを規定する場合、抽象的、形式的な仕方、或いは先進国中央銀行には特に規定を設けてない例もあるが、インドネシア銀行では具体的、実質的な規定を設けている。一般的に中央銀行の任務が通貨価値の安定にあることは共通であるが、通貨価値の安定ということには国内物価の安定と為替レートの安定とが含まれよう。

後進国における中央銀行は、生産、雇用、実質所得の維持、向上に目標をおく場合が多い。セイロン（1949年設立）、フィリピン（1948年）等はその例である。また国内資源の開発の促進、助長をかかげている中央銀行にセイロン、パキスタン（1946年）等がある。インドネシア銀行の場合もその例にもれず、完全雇用水準の達成（雇用機会の拡大）、開発の促進が重要な目標とされるのも後進国として当然であろう。一方長期にわたる慢性的インフレーションにあるインドネシアとして前者の目標は困難ではあるが重要である。上の任務について中央銀行は政府を補佐する立場にあるものである。

インドネシア銀行の業務には発券業務と一般銀行業務とがある。発券業務はいうまでもなく中央銀行たるの重要な職能であるが、インドネシア銀行は銀行券および硬貨に関して唯一の発行権限を有する。かつこの通貨はインドネシアにおける法定通貨である。また通貨の年間発行最高限度は政府が決定し、毎年予算報告書に示される。（第26条第1項、第2項、第3項）この場合金準備、政府保有の外貨準備と直接関連づけられているのではない。これは前述した1953年の中央銀行法の準備規定と異なる点である。

インドネシア銀行は既に述べた第七条規定の任務を行なうにあたり、信用計画を策定し、銀行信用の拡大に関し量的質的規制を行ない、金利の体系と水準を決定する（第32条）。銀行として、決定された信用計画にもとづいて銀行に対し、預金、有価証券或いは引受手形を担保として信用供与を行なう。インドネシア銀行は企業に対する資本参加は認められていない。しかし例外的に民間金融機関に対してはこれを認められるが、金融機関の発展促進のため一時的な場合に限定される。

一般銀行業務としてづぎの業務を行なう（第41条）。

- (1) 送金・決済業務
- (2) 当座勘定資金の受入および払戻し
- (3) 割引業務

(イ) 商慣習による期間を越えない複名手形
(ロ) 商慣習による取引期間を越えない、信用状または積荷証券を担保として振出された手形

(ハ) 政府証券

(ニ) 六ヶ月以内に満期の到来する社債

(ホ) 大蔵省の発行する支払保証書または支払指図書

(4) 証券売買業務

この対象は商慣習の取引期間を越えない銀行引受手形、政府証券及び証券取引所に登録されている国債、その他公社債にして利子、償還について政府が保証するものである。これによってインドネシア銀行は金融市場に対し積極的に介入しうることとなる。

(5) 期間が商慣習の取引期間を越えない、小切手、手形等で担保があり、かつ電信または郵送で決済されるものの売買

(5) 銀行保証

(6) 保護預り

インドネシア銀行は中央銀行として政府の銀行たる職能をもつ。すなわち政府資金の出納、本支店間における国庫金の振替、国債の発行、利札の管理および支払等の業務を行なう（第34条）。また国家予算に関し、政府資金の不足或いは赤字補填に対し国会で承認した予算限度内において大蔵省証券を担保として政府に信用を供与する。この場合年三パーセントの利子を受ける（第35条）。

外貨管理については、インドネシア銀行は外国為替計画を立案し、これにもとづいて国の保有する金準備および外国為替を管理、運営する。また短期、長期の対外債権・債務をも管理する。インドネシアにおける外国為替事情のもとでは、金準備および外国為替の最低限保有高を固定することは困難であるから、債務に見合う程度に最低限保有高をインドネシア銀行が決定し維持につとめる。国際収支の動向から金準備および外国為替残高が最低限度を下回る兆候があらわれた場合、政府の決定を待たずして銀行が均衡回復のための措置をとる（第38条、第39条）。

(12) 日銀調査局前掲インドネシア中央銀行法。以下条文はこれによる。

3

金融審議会

インドネシア銀行法第9条は、金融政策の立案、決定について金融審議会の任務について規定している。すなわち金融審議会は金融政策の立案、決定にあたり、通貨価値の安定および完全雇用の達成、国民生活水準の向上のための政策基準を政府に提出しこれを補佐する。金融政策の決定は金融審議会の補佐により、政府がこれを決定することとなっており、金融審議会は政府の決定に従ってそれを運営、実施するための指尊、調整を行なうこ

とを任務とする。

金融審議会の構成は大蔵大臣、経済大臣、およびインドネシア銀行総裁の三名よりなる（第10条第1項）。政府は必要の場合、数人の閣僚を金融審議会の委員に加えることができる（同第4項）。金融審議会の議長は大蔵大臣がこれにあたる（第11条第1項）。金融審議会はインドネシア銀行の一機関であるが、このあとで述べる理事会の上部機関にして銀行の政策決定機関である。銀行総裁は閣僚の地位にない。金融政策の決定は大統領が行なう。大統領はインドネシア銀行による信用計画、外国為替計画を決定し、政府予算案とともに金融計画として国会の承認を得る。金融審議会における決定は、協議による合意によるが、銀行総裁が金融審議会の結論に同意できない場合は、政府に対し個人的に総裁の意見を具申することができる（第13条）。したがって金融政策の最終の責任が政府にあることは注意されるべき点である。

理事会

理事会の任務とするところはつぎのとおりである（第16条第1項）。

- (1) すべてのインドネシア銀行業務の運営
- (2) 政府の決定した金融政策の実施
- (3) インドネシア銀行の経営方針の決定

理事会の決定は合意に達するよう協議するが、多数決により同数の場合は総裁が決定する。なお理事会はその職務の遂行にあたり政府に対して責任をもつ（同第2項）。

理事会の構成は総裁および5名ないし7名の理事による（第15条第1項）。総裁および理事は金融審議会の指名にもとずき大統領が任命し、その任期は5年、再任をさまたげない。また総裁および理事となる者はインドネシア国籍をもち、専門知識を有する者でなければならない（同第3項）。なお9月30日の反革命運動ないしインドネシア共産党など非合法団体に直接、間接に関係のある者は不適格とされている。金融審議会が政策決定機関であるに対し、理事会は執行機関であり、総裁はその何れの機関ものメンバーであるところから、理事会の意見を金融審議会の政策決定に反映することができる。

政府監理官

政府監理官は政府の代表としてインドネシア銀行の経営を監督する（第22条第1項）。政府監理官は大蔵大臣の指命にもとずいて大統領が任命し（同第2項）、任期は3年で再任をさまたげない（同第4項）。政府監理官は理事会に出席し意見を述べるができる。かつ職務の遂行上、検査にあたり会計検査院の助力を求め、また理事会をして必要なすべての情報を提供させることができる（第23条）。

4

インドネシア経済の課題は慢性的インフレーションをいかにして抑制し経済の安定をはかるか、他方経済開発計画の推進であった。悪性インフレが生産を停滞させ、生活水準を

実質的に低下させるものとなった。また国民の通貨に対する信認を失わせ金融的活動を不振とさせるものであった。インフレの進展に関連して貨幣供給の問題、経済開発のための長期資金の調達をいかにするかは金融のになう課題であった。ここで1949年から10年間の貨幣供給量をみるとつぎのごとくである。(13)

	流 通 通 貨	預 金 貨 幣	計
月			
1949, 12	1,747	1,563	3,310
50, 6	1,869	1,126	2,995
50, 12	2,582	1,810	4,392
51, 6	3,090	1,821	4,911
51, 12	3,328	1,804	5,132
52, 6	3,918	2,245	6,163
52, 12	4,349	2,370	6,719
53, 6	5,012	2,184	7,205
53, 12	5,218	2,433	7,641
54, 6	6,115	2,576	8,691
54, 12	7,474	3,643	11,117
55, 6	8,462	4,088	12,550
55, 12	8,647	3,587	12,234
63, 6	7,881	3,136	11,017
56, 12	9,372	4,021	13,393
57, 6	10,852	4,280	15,131
57, 12	14,091	4,822	18,913
58, 6	15,417	6,230	21,646
58, 9	16,462	7,470	23,931

百万ルピア

貨幣供給の構成から預金貨幣は全貨幣供給量の $\frac{1}{3}$ 以下と小さい。一般に銀行利用の慣習が未発達であることに起因する。これはその後改善されていったが効果的な手形交換制度の欠如がそこに考えられる。インドネシア銀行に口座を設定している商業銀行は銀行間の清算にそれを利用するよりむしろ外国為替取引のために使用するものであったといえよう。

ところで貨幣供給量は1950年以来年々激増している。貨幣数量増発の原因としては、インドネシア銀行の対政府信用供与、準政府機関および私的企業を含む国内信用供与、金および外国為替準備の保有動向、その他銀行資本金、準備金、外国為替基金への政府債権、ECA、IMF、IBRD勘定等による増減など諸原因が考えられるが、主要な原因はインドネシア銀行の対政府貸付および銀行の対民間貸出である。ことに政府財政の赤字がインドネシア銀行

月	
1952, 12	4,730
53, 6	3,742
53, 12	5,309
54, 6	7,248
54, 12	8,471
55, 6	8,902
55, 12	8,332
56, 6	8,392
56, 12	10,365

百万ルピア

の政府貸付で補填されていることである。前にあげた貨幣供給量の表と対比して政府貸付高の大きいことが前頁の表で看取されるであろう。(14)

インフレは近年奇跡的に抑制され、消費者物価の上昇率も鈍化した。この原因は健全財政主義をとったことによる。すなわち法人税、輸入税を中心とする税収の増加をはかり、一方補助金の打ち切り、公務員給与の抑制、軍事費の削減などにより財政の均衡をはかった。また金融引締政策を強力に行なったこともその原因である。スカルノ政権以後、外国援助の増加したことも一因である。

すでに述べたごとくインドネシア銀行の対政府貸付は財政赤字のためであり、これがインフレ進行の上で大きな要因であった。1953年のインドネシア銀行法では大蔵大臣が一時的に財政資金の増強を必要と認めた場合には、インドネシア銀行は政府に対する貸付を行わなければならないと規定している。この貸付は大蔵省証券の担保によりなされるものである。また通貨価値の安定をはかるため貸付は前期の会計年度の歳入の三〇%を超過しない額までと制限されているが、この制限も1957年の法令で停止された。インドネシア銀行の対政府貸付については1968年の新法においても第35条で政府資金の不足を補うために信用供与が規定されているが、制限条項が廃止されていることには問題がある。

インドネシア銀行は伝統的に商業銀行業務を行なうことを許されてきた。インドネシア銀行法（1953年）は中央銀行、発券銀行としての活動範囲に関連しないものであれば、かかる商業銀行業務は1953年末までに法律で指示された他の銀行に委ねることを規定したが、これは実行されずにいる。新法においても商業銀行業務はそのまま引継がれている。

また1953年旧法ではインドネシア銀行の発券高、当座勘定残高その他要求払債務に対し20%の支払準備を金および外貨で保有すべきことを規定していた。1954年以降支払準備率は急激に低下し、56年には20%の水準を割る状態であった。政府はIMFからの借入、輸入制限等の対策をとったが支払準備規定の停止の事態に至った。旧法では逃避条項で3ヶ月をこえない期間支払準備率を引下げることができる。さらに政府はこの期間を3ヶ月延長することも可能である。1958年、3年間を通算して準備率は常に20%を割り、58年この規定は除かれることとなった。1968年新法においてもなんら準備規定は設けられていない。しかし経済、金融事情が好転すれば通貨発行に対する規制は再検討の必要があり、この場合あらためて準備規定が問題となるであろう。

さて金利についてみると資料が乏しいが一般的にいえることは金利水準が高いことである。インドネシア銀行や政府金融機関および銀行を中心とする貸出はその条件から対象が限定され、中小企業者や商人は高利貸を中心とする金融業者に依存することとなる。したがって組織的銀行組織の恩恵を受けることの少ない部門の金利は殊に高い。1969年7月現在の国立商業銀行の貸出金利（月率）をみるとつぎのようである。(15)

カテゴリー1 …………… 1%

肥料の輸入・流通、P L 480関係輸入

カテゴリー 2 …… 2.25%

9重要消費財（米、砂糖、食用油、塩、塩魚、灯油、石けん、シャツ原料、パティツク）の生産・流通、農漁業、畜産業、繊維生産、輸出品生産

カテゴリー 3 …… 2.25%

輸出品集荷、薬品業、製紙業、手工業、鋳業、建材業、観光業、輸送業

カテゴリー 4 …… 3%

カテゴリー 1～3以外の生産

カテゴリー 5 …… 4～6%

9重要消費財以外の商品の流通、カテゴリー 1～4以外のもの

東南アジアにおける中央銀行は、その年月は浅いが経験は必ずしも浅くはない。後進国における貧困という巨大な問題に立ち向い、新興国の貨幣金融的独立を果さんとするあらわれである。この地域で中央銀行を設立せんとしたことは、通貨の発行、銀行への貸付、外国為替準備の保留、為替の管理と多くの必要性からである。またそこには独立国としての威信の問題もある。しかしそれだけでもなかった。

経済的には、中央銀行によってしか行われぬ安定的発展と特殊な関係をもつ機能からである。中央銀行のもつ業務を経済の現実に適用せんとしたもので、対政府信用供与、信用制度の育成の必要がそこにあった。国内価格や外国為替相場の安定を確保することは重要であった。生産力や金融構造の拡充改善は経済の後進性からの要請でもあった。

インドネシアにおいても銀行慣習は確立していない。金融機関も未整備で、統一性のある段階にまで至っていないとはいえない。有効な金融市場も欠如している。商業銀行は中央銀行に再割引を依存する慣習も発達していない。公開市場が十分に育成されない。先進国中央銀行におけるごとき金融政策手段を有効に実施しうる条件、環境がととのっていない。経済開発が政府中心で進められる必要があったことも後進国一般の例外でなかった。インドネシア銀行は政府の政策との一体化が要請されていたといえよう。そこでは中央銀行が財政の中核から支配されていて、国家的機関としての性格が前面におしだされている傾向が強いといえよう。したがって中央銀行としての中立性、健全性の点でもなお検討されるべきものがある。

この小稿ではインドネシアの中央銀行について主として制度的側面をみたものである。後進国における中央銀行についてはなお多くの問題が残されているが、殊に経済開発におけるインドネシア銀行の役割、また近年インフレ抑制の効果が伝えられているが、インドネシアの金融事情の実情について述べるべき問題があるが、資料の関係もあり他日稿をあらためることにした。

(13) G. Davies, *ibid.*, p. 57.

(14) *ibid.*, p. 74.

(15) 正木編前掲書、150頁